

貸金業に係る  
個人データ保護のためのガイドライン

平成11年1月20日策定

社団法人 全国貸金業協会連合会

## 貸金業に係る個人データ保護のためのガイドラインの策定について

個人データ保護については、1980年9月、OECDにおいて、個人データ保護に関する8原則を含む「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」に関する理事会勧告が採択された。

OECD 8原則は、①収集制限の原則、②データの質維持の原則、③目的明確化の原則④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則であり、これが、その後のプライバシー保護に係る検討の基礎となっている。

我が国においても、1988年12月、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」が公布されるなど、個人情報保護のための取組みがなされてきている。

最近では、1995年10月、欧州連合（EU）において、公的部門及び民間部門の保有する個人データ一般に関する「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」（EU指令）が採択された。また、電子情報処理システムの普及・進展から、個人情報の大量かつ迅速な処理の実現等個人情報を巡る状況に大きな変化がみられるようになってきている。

更に、昨年6月には、大蔵省と通産省が共同で開催した「個人信用情報保護・利用の在り方に関する懇談会」の報告書が取りまとめられ、与信業者等は、できるだけ早期に自主ルールの一層の整備を図り、そのルールに則った対応を行っていくことが求められる旨提言されている。

このような流れのなかで、貸金業界としても、個人データ保護に真剣に取り組むことはその与信判断において個人信用情報に大きく依存する業界の健全な発展と資金需要者等の保護の観点から、極めて重要なことである。いやしくも、個人信用情報の漏洩、流出等が起きることがあってはならず、そのようなことになれば、貸金業界全体の信任を失うことになる。

今般、以下のとおり、「個人データ保護のガイドライン」を策定したので、貸金業者は個人データの適正な取扱いによって、その保護を図るよう、個人データの管理徹底を図らなければならないと考える。

社団法人全国貸金業協会連合会  
会 長 廣瀬 公邦  
総務委員長 山下 恒治

# 貸金業に係る個人データ保護のためのガイドライン

## (目的)

第 1 条 このガイドラインは、貸金業者の取り扱う個人情報が当該個人にとって不利益にならないよう定めたものであり、併せて消費者金融の健全な育成と、市場の秩序ある発展に資するものである。

## (定義)

第 2 条 保護する必要がある個人データとは、貸金業者が業務上取り扱う個人に関する情報をいう。

## (収集・利用・提供について)

第 3 条 個人データの収集（当該貸付を行った業者によるもの、以下同じ）・利用（当該業者によるもの、以下同じ）・提供（当該業者から第三者への提供、以下同じ）は、適法かつ公正に行われなければならない。

第 4 条 個人データの収集・利用・提供は、明確に定められた適法な目的の達成に必要な限度において行われなければならない。

第 5 条 個人データの収集・利用・提供は、次の場合を除き、データ主体の明確な同意を要する。

- (1) 裁判官の令状に基づく捜査等、公共の利益のために必要がある場合
- (2) 債権譲渡したときに正当な譲受人に債権内容を知らせる場合
- (3) 個人データの処理を外部に委託する場合
- (4) 破産者情報等、適法かつ公正な手続きにより公表されている個人データの場合、また、データ主体以外(個人信用情報機関も含む)から入手した個人データで、事前にデータ主体の同意を得ていない個人データについても同様とする。  
なお、ここでデータ主体とは、データの内容となっている本人のことをいい、債務者とは限らない。明確な同意とは、契約書等への署名回答等の明示的方法によるものをいう。

第 6 条 個人データをデータ主体から直接収集するに際しては、次の事項を事前に示さなければならない。

- (1) 与信判断に直接関係のない個人データ（例えば趣味や今後の商品の購入予定等）を収集する場合にはその提供は任意であること
- (2) データ管理者又は管理責任部所名及び連絡先
- (3) 個人データの収集・利用目的
- (4) 個人データの開示等の手続き
- (5) 個人データを第三者に提供する場合の提供先、提供目的

第 7 条 次のような個人データを収集・利用・提供してはならない。

- (1) 人種及び民族
- (2) 本籍地（所在都道府県に関する情報及び本人確認のため運転免許証・パスポートの写を保存する場合を除く）
- (3) 宗教、思想、信条
- (4) 医療情報
- (5) 犯歴

ただし、データ主体の明確な同意のある場合を除く。

第 8 条 ダイレクトマーケティングを目的とした個人データの収集・利用・提供に当たっては、事前に当該データの利用・提供を拒むことができる旨を示さなければならない。

また、同意をした場合でも、データ主体がダイレクトマーケティングの中止を求めた場合は、直ちに中止のための措置を講じなければならない。ただし、当該契約に係わるものについてはこの限りではない。

第 9 条 第三者が保有する個人データを収集するに当たっては、データ主体の利益の保護に特に留意しなければならない。このため、情報主体の同意を得ず、不当に個人データを収集・利用・提供している名簿屋等からの個人データの収集は行ってはならない。

第 10 条 個人データの外部への提供は、提供後においても個人データの保護が確実になされるような措置を講じなければならない。

第 11 条 貸金業者が既に保有している個人データについて、利用・提供する前にデータ主体から自己のデータについての利用、又は第三者への提供を拒まれた場合は、次のような場合を除き、これに応じなければならない。

- (1) 貸金業者自らまたは正当なデータ受領者が与信判断及び債権管理のために利用する場合（信用情報機関の利用・提供を含む）
- (2) 裁判官の令状に基づく捜査等、公共の利益のために必要がある場合
- (3) 債権譲渡したときに正当な譲受人に債権内容を知らせる場合
- (4) 個人データの処理を外部に委託する場合
- (5) 破産者情報等、適法かつ公正な手続きにより公表されている個人データの場合

〔収集・利用・提供についての説明〕

1. この項は、OECD 8原則の「収集制限の原則」、「目的明確化の原則」並びに「利用制限の原則」に対応する。
2. 貸金業の業務上取扱う情報として、個人識別情報、支払能力を判断するための情報（信用状況に関する情報を含む）、債権管理のために必要な情報、貸金業を円滑に行うための情報などが対象となる。
3. 第3条の「適法かつ公正」により行っているかの判断では、第6条を明確に示し、口頭で補足説明等を行うことにより、データ主体に内容を十分理解させた上で、原則書面により同意をとっているかどうかということも考慮されなければならない。  
（同意文言ひな型）  
なお、第5条の同意を要しない場合においても、データ主体に対し、収集等の目的、提供先、提供事項等を同意を要する場合と同様に明確に示さなければ「公正」に行っているとは言えない。
4. 第4条の「適法な目的の達成」に関して、貸金業の規制等に関する法律第30条第2項では信用情報を、「資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。」としており、過剰貸付防止の観点から同法第13条では「その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない」とし、金融監督等にあたっての留意事項について—事務ガイドライン—第三分冊：金融会社関係3-2-1(2)では「貸金業者は顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘したり、借入意欲をそそるような勧誘をしてはならないこと。」となっており、個人信用情報は適正と信のために有効利用すべきであるが、その保護には十分な配慮をすべきである。
5. 第4条に関して、資金需要者が短期間に多数の貸金業者から借入を行うことを防止するため、借入申込みの事実のみの情報を保有することがあるが、これは多重債務者発生抑止という適法な目的の達成に必要な限度内でなければならない。
6. 第5条第2号で譲受人についても、当然このガイドラインを遵守する必要がある。
7. 第8条はEU指令第14条(b)号に対応する。本来、個人信用情報を与信判断以外に用いてはならないことから、ダイレクトマーケティングへの利用は個人の利便に資するものであっても、データ主体の同意が前提となる。また、グループ企業等に提供する場合には、データ主体から中止を求められたときは、ダイレクトマーケティングを中止しなければならない旨の条件を附すことが必要である。
8. 第11条は、EU指令第14条(a)号に対応し、自己データの利用、提供の拒否権について定めるものである。
9. 第11条第4号は、委託されたデータを蓄積、利用、提供しない観点からデータの処理を外部に委託する場合に限り、拒否権の例外を認めるものである。

(適正管理について)

第 12 条 個人データは、正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

第 13 条 個人データの収集目的から必要な限度において、適切にその最低保存期間を定めなければならない。

第 14 条 個人データへの不当なアクセス又は個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、就業規則で守秘義務を定める等、安全保護措置を講じなければならない。

第 15 条 個人データの処理を外部へ委託する場合は、委託契約においてデータの維持管理に関する事項を定め、データの保護を担保しなければならない。

〔適正管理についての説明〕

1. この項は、OECD 8原則の「データ内容の原則」及び「安全保護の原則」に対応する。

2. 第12条については、不正確なデータが利用されると、データ主体に対する誤った認識が持たれ、不利益な結果を生ずる恐れがある。このようなことを未然に防止するために、個人データは正確かつ最新の状態に保たれていなければならない。

3. 第13条について、データの保存期間を定めることは、正確性、最新性の確保から望まれるほか、保存期間を経過したデータが消去されることになれば、個人が不利益を被る機会はそのだけ減少することになるので、個人データ保護にとって有効な手段である。具体的な期間の定めについては、業務の特性やデータシステムの違いなどから一律に定めることは困難であり、各業者の判断に委ねられるが、信用情報機関への登録期間が5年であることを参酌すべきである。

4. 第15条の個人データの処理を外部へ委託する場合は、委託先からデータが漏洩したりすることのないようにデータ保護を図るため、データの維持管理に関する必要な措置を講じなければならない。例えば、委託先との契約書の中で秘密保持義務や複製禁止などを取り決めることが必要とされる。また、当該データの漏洩の起こりうる可能性が高くなる観点からも委託は限定された範囲で行うべきである。

なお、個人データ処理の全面的な委託（入力から維持保管まで）を行わざるをえない場合においては、委託先におけるデータの包括的な安全保護措置に関する取決めをすることが必要である。

(データ主体の参加について)

第 16 条 データ主体から、自己のデータについての開示請求があった場合、保有する個人データのうち客観的事実に関するものについては、これに応じなければならない。

一方、個人についての信用評価など客観的事実に当たらないものについては開示するに及ばない。

第 17 条 データ主体から、自己のデータに誤りがあって、その訂正又は削除の請求を受けた場合は、遅滞なく適正な処理をしなければならない。

[データ主体の参加についての説明]

1. この項は、OECD 8 原則の「公開の原則」と「個人参加の原則」に対応する。また、データ主体の参加については、OECD 8 原則で唱える「データ主体が有する権利」としてとらえることが肝要と考える。
2. 第16条について、データ主体である当該人より自己に関するデータの確認がなされた場合は、本人であることを十分に確認の上開示の要求に応えることとする。
3. 第17条については、金融監督等にあたっての留意事項について「事務ガイドライン」第三分冊：金融会社関係 3-5-1 (8)①のとおり、貸金業者においても個人データについて誤りがあった場合、その訂正又は削除の申し出に応じることは当然である。

また、当該データを外部に提供している場合に、データ主体から当該データの受領者に対して誤データの訂正・削除の通知をするよう求められたときは、その受領者が明らかであれば速やかに訂正・削除の通知を行うものとする。

<参 考>

金融監督庁、金融監督等にあたっての留意事項について「事務ガイドライン」第三分冊：金融会社関係 3-5-1 (8)①「信用情報に関する機関は、本人から自己の信用情報が事実に相違するものとして、書面により理由を付した訂正の申出があったときは、正当な理由がない限り、迅速に事実関係の調査を行い、その結果を本人に知らせ、当該情報が誤りであることが判明した場合には、速やかに当該情報の訂正を行うこととする」

(個人データ管理者について)

第 18 条 このガイドラインを理解し、実践する能力のある者を当該企業等の内部から指名し、個人データ管理者としての業務を行わせるものとする。

第 19 条 個人データ管理者は、このガイドラインに定められた事項を遵守するとともに、個人データの収集・利用・提供に従事する者にこれを理解させ、及び遵守させるため内部規定の整備、安全対策の実施等必要な措置を講じる責任を負う。

[個人データ管理者についての説明]

1. この項は、OECD 8 原則の「責任の原則」に対応する。
2. EU 指令第 17 条第 3 項に対応し、データ処理者はデータ管理者によって管理されなければならない。
3. 本ガイドラインの上記各項に示した内容を遵守する責任は、各業務内容などに応じて、個人データの収集・利用・提供等の取扱いについての実質的な決定権限を有する者が負うべきである。
4. 本ガイドラインの上記各項に示した内容の効果的な遵守については、個人データの適正管理のため各業者の内部体制を整備するとともに、社内服務規律などを整備し教育体制を充実するなど十分な配慮を行うことが必要である。



### 申込書同意文言ひな型

- 1 申込人及び保証人予定者は、本申込みに関して次のとおり同意します。
  - (1) 自己が申込みをした事実は与信の有無にかかわらず、当社が支払い能力に関する調査に利用すること。
  - (2) 自己の信用情報が、全国信用情報センター連合会（以下「全情連（注）」という。）加盟の信用情報機関及び全情連と提携する信用情報機関に登録されている場合には、貴社（店）が返済又は支払能力に関する調査のために当該情報を利用すること。
  - (3) 自己が申込み等をした事実が、貴社（店）により全情連加盟の信用情報機関に報告され、当該機関が3ヶ月を超えない期間これを登録すること。
  - (4) 上記申込みの記録が、全情連加盟の信用情報機関の会員により返済又は支払能力に関する調査のために1ヶ月を超えない期間利用されること。
  - (5) 自己の信用情報に係わる開示請求又は当該情報に誤りがある場合の訂正・削除の申立は全情連の定める手続きによって行うこと。
- 2 当社は、与信を拒絶したときは、上記の事実を保管します。

(注) 全情連は貸金業者を主な会員とする信用情報機関によって構成される団体で消費者信用の健全な発展を目的として運営されています。

信用情報の開示請求等については0120-441481にて全情連加盟の最寄りの信用情報機関にお問い合わせ下さい。

## 契約書同意文言ひな型

### (個人データの収集・利用)

第1条 借主は、申込みの際して収集した個人データ及びこの契約に基づき発生した個人データを当社が支払い能力に関する調査に利用することに同意します。

### (個人データの開示等)

第2条 借主は、当社が保有する借主の個人データのうち、客観的事実に関するものに関しては、当社が定める手続きにより、開示請求又は当該情報に誤りがある場合の訂正・削除の申立を行うことができます。

### (信用情報機関への登録・利用等)

第3条 借主は、本契約締結にあたり次のとおり同意します。

- (1) 自己の信用情報(氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報)が、貴社(店)により全国信用情報センター連合会(以下「全情連(注)」という。)加盟の信用情報機関に報告され、当該機関がこれを登録すること。
- (2) 上記信用情報の登録期間は、契約継続中及び本債務を完済した日から5年を超えない期間、ただし延滞等の情報については、当該事実の発生日から5年を超えない期間であること。
- (3) 上記信用情報が、全情連加盟の信用情報機関及び全情連と提携する信用情報機関の会員により返済又は支払能力に関する調査のために利用されること。
- (4) 自己の信用情報に係わる開示請求又は当該情報に誤りがある場合の訂正・削除の申立は全情連の定める手続きによって行うこと。
- (5) 当社が、後日、全情連加盟の信用情報機関以外の信用情報機関に加盟した場合には、自己の信用情報が当該信用情報機関に登録され、当該情報が当該信用情報機関の会員及び当該信用情報機関が提携する会員により支払い能力に関する調査に利用すること。この場合の登録期間、開示手続き等については上記に準じます。

2 当社は、新たな信用情報機関に加盟するときは、店頭等において告知をいたします。

### (業務委託)

第4条 当社は、データ処理を〇〇に委託します。委託先においても情報保護のために必要な措置が講じられておりますが、万が一、提供先において漏洩等の事態が発生した場合には当社にお申し出下さい。

(外部への提供及びその拒否)

第5条 当社は、前2条に掲げる場合及び公共の利益のために必要がある場合等を除き、借主の同意を得ることなく、第三者に個人データを提供することはありません。

また、与信判断の目的のために利用する場合、前2条に掲げる場合及び公共の利益のために必要がある場合等を除き、事前に自己のデータの利用、第三者への提供の中止を申し出ることができます。

(債権譲渡に基づく個人データの提供)

第6条 前条の規定に係わらず、当社が金融機関等に本契約に基づく債権を譲渡する場合、借主の個人データを債権譲渡先に提供することに借主は同意します。

(宣伝印刷物の送付等)

第7条 当社は、宣伝印刷物の送付等を希望する借主に対し、当社及び当社のグループ企業の宣伝印刷物の送付等を行うことがあります。

なお、借主は本契約締結後においても宣伝印刷物の送付等の中止を申し出ることができ、当該申出があった場合は速やかに宣伝印刷物の送付等を中止します。

(注) 全情連は貸金業者を主な会員とする信用情報機関によって構成される団体で消費者信用の健全な発展を目的として運営されています。

信用情報の開示請求等については0120-441481にて全情連加盟の最寄りの信用情報機関にお問い合わせ下さい。